令和３年度第７回五島市農業委員会総会会議議事録（公表用）

開会日時	令和３年１０月２７日　午後１時３０分							
閉会日時	令和３年１０月２７日　午後３時０５分							
場所	五島市役所新庁舎３階大会議室							
農業委員出席委員（１４名）	１	南　忠明			３	山﨑　早苗	４	平田　光昭
	５	荒木　富男	６	今里　誠一				
	９	小林　善孝	１０	古里　善秀	１１	寺脇　八夫		
	１３	上村　孝幸	１４	角田　隆章	１５	尾崎　初雄	１６	本村　元
	１７	寺坂　誠一			１９	山田　勝久		
欠席委員（５名）	２	出口　幸博	７	中村　耕二	８	山本　実雄	１２	長尾　五男
	１８	林　賢市						
推進委員出席委員（一名）								
欠席委員（一名）								
署名委員	１１	寺脇　八夫	６	今里　誠一				
事務局	事務局長：田脇栄二　次長兼農地係長：津渡俊和　主査：阿野舞子　事務職員：浜上研人 会計年度任用職員：井川勝博							
	分室　富　江：設楽　敦　玉之浦：谷合涼三　三井楽：野口作実 岐　宿：山田康弘　奈　留：荒木善一							

	議　　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 52 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 53 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第 54 号	農地法第 5 条の規定による許可後の変更承認申請に係る意見について	可　　決
	議案第 55 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 56 号	五島農業振興地域整備計画変更（農用地区域の編入）に係る意見について	可　　決
	議案第 57 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 58 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 59 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決

＝午後 1 時 30 分　開会＝

□事務局長

それでは、令和 3 年度第 7 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、2 番出口幸博委員、7 番中村耕二委員、8 番山本実雄委員、12 番長尾五男委員、18 番林賢市委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 14 名となります。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

〇議長

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和 3 年度第 7 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

〇議長

はじめに、議案第 52 号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といた

します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
議案第52号　農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。1ページをご覧ください。
農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。
それでは議案について説明します。今回非農地と判断されたものの中に、寺坂委員に関するものが含まれていたため、2つに分けて説明させていただきます。
はじめに、2から3ページをご覧ください。
今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。
三井楽地区の1、2件目を除いて、今回非農地と判断されたものは、畑16筆で、面積は11,975㎡となっております。以上です。

○議長
質疑を行います。
―質疑応答―
質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第52号の三井楽地区の2件以外の分について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」という者あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第52号の三井楽地区の2件を除く、16件につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第52号の三井楽地区残り2件の審議に入ります。
なお、当該議案については、17番寺坂誠一委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－17番退席－
事務局の説明を求めます。

□事務局
続いて残りの2件について説明いたします。3ページをご覧ください。三井楽地区の1

件目と2件目ですが、田1筆、畑1筆で、面積は4,075㎡となっております。
　これらを含めた4月からの累計は、田46筆、畑94筆、樹園地6筆で合計面積は125,813㎡となっております。以上です。

○議長
　質疑を行います。
　―質疑応答―
　質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

○議長
　挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
　議案第52号の三井楽地区の2件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
　―「異議なし」という者あり―

○議長
　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第52号については、すべて原案のとおり可決されました。
　17番寺坂誠一委員の除斥を解き、出席を求めます。
　－17番出席－

○議長
　次に、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
　なお、議案第53号については、1番南忠明委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
　－1番退席－
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長。
　4ページをお開きください。
　議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。
　耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。
　権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。
　6ページをお開きください。
　議案第53号1番、
　権利：所有権移転　無償　贈与
　所在：野々切町　畑8筆　12,658㎡
　譲渡理由：耕作できないので親戚に贈与する。
　譲受理由：譲渡人より譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。
　10月18日に本山・大浜地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
　議案第 53 号について質疑を行います。
　質疑がある方は、挙手願います。
　―質疑応答―

○議長
　質疑はございませんか。
　　―挙手なし―

○議長
　挙手がないようですので、採決いたします。議案第 53 号を許可することにご賛成の方は挙手願います。
　―賛成委員は挙手―

○議長
　出席委員の過半数に達しています。よって議案第 53 号は許可されました。
　1 番南忠明委員の除斥を解き、出席を求めます。
　－1 番出席－

○議長
　次に、議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による許可後の変更申請に係る意見について」を審議したいと思いますが、本件と議案第 55 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」の 1 番については、それぞれ関連することから、同時に審議いたします。
　それでは、議案第54号の1番及び議案第55号の1番について事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長。
　議案説明の前に農地法第 4 条及び第 5 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。7 から 8 ページをご覧ください。
　農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
　許可基準は、立地基準と一般基準のこの 2 つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
　立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第 1 種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
　市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。
　また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地は原則として許可できる。
　一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。
　それでは、9 から 10 ページをご覧ください。議案第 54 号の 1 番と議案第 55 号の 1 番につきましては、関連がありますのでまとめてご説明いたします。

それでは、9ページの議案第54号の1番をご説明いたします。
本案は、平成7年3月24日付けで住宅用地として農地法第5条の転用許可を得た案件でありますが、近隣に掘り出し物の中古物件を購入したことにより、当該転用事業を必要としなくなったため、承継者による住宅用地として農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請であります。
土地の所在、承継者、当初計画者、用途につきましては、議案書のとおりです。

続きまして、10ページの議案第55号の1番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。申請地は、原状のまま利用し、外構工事を施工し敷地を整備することにより土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。以上です。

○議長
次に、本案に対する本山・大浜地区協議会の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長代理
（登壇）
本山・大浜地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第54号の1番及び議案第55号の1番について、当協議会は去る10月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
議案第54号の1番及び議案第55号の1番の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、議案第54号の1番は、承認相当及び議案第55号の1番は、許可相当とすべきものと決しました。
以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

○議長
本山・大浜地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わり採決します。
議案第54号の1番に対する本山・大浜地区協議会会長代理の報告は承認相当、議案第55号の1番に対する本山・大浜地区協議会会長代理の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、それぞれ、承認相当及び許可相当とすることに異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第54号の1番は承認相当、議案第55号の1番は、許可相当と決しました。

○議長
つづきまして、議案55号の2番と3番を審議します。
なお、議案第55号の2番と3番については、1番南忠明委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－1番退席－
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、11ページの議案第55号の2番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
申請地は、市道から進入口を最高1.1mの切り土を行います、隣接地境界には、ブロック壁を設置しますので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。また、建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、12ページの議案第55号の3番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
転用目的につきましては、敷地の一部としておりますが、花壇として利用する計画です。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限り、例外的に許可をすることができるとなっております。
申請地は、現状のまま利用し、隣接地境界には、ブロック壁を設置しますので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水の発生は無しとする計画となっております。以上です。

○議長
次に、本案に対する大津・奈留地区協議会の報告を求めます。
本日は大津・奈留地区協議会の委員が欠席の為、代わりに私の方から代読させていただきます。

□大津・奈留地区協議会会長代理
大津・奈留地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第55号の2番及び3番について、当協議会は去る10

月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
議案第 55 号の 2 番及び 3 番について申請地は、農地法第 5 条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
以上、大津・奈留地区協議会会長の報告を代読いたしました。

○議長
ただいまの（大津・奈留地区協議会会長）の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わり採決します。
議案第 55 号の 2 番及び 3 番に対する大津・奈留地区協議会の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第 55 号の 2 番および 3 番は、許可相当と決しました。
1 番南忠明委員の除斥を解き、出席を求めます。
－1 番出席－

○議長
つづきまして、議案第 55 号の 4 番以降を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
次に、13 ページをご覧ください。議案第 55 号の 4 番をご説明いたします。
申請地は、平成 9 年月日不詳に農地転用の許可を得ず借家に転用し、現在においても借家として利用しています。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である土地であります。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域外で都市計画区域内にあり市街地化が見込まれる第 2 種農地であります。申請地は、原状のまま利用し、すでに借家として利用されており転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も被害の発生の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、14 ページをご覧ください。議案第 55 号の 5 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりで

す。
　申請地は、農業振興地域外で都市計画区域内の第 1 種低層住居専用地域に用途設定された第 3 種農地であります。
　申請地は、現状のまま利用し、境界周囲は擁壁を設置するので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。当該申請地の周囲は、宅地化が進んでおり近隣に耕作している農地は無く、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

　最後に、15 ページをご覧ください。議案第 55 号の 6 番をご説明いたします。
　所在、譲受人、譲渡人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
　申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であります。
　申請地は、現状のまま利用し、境界に畦畔及び石積塀なので土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。近隣に耕作している農地がなく、営農等への影響はないと思われます。また、
　ソーラーパネル 252 枚の発電能力 49.5ｋｗの太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生は無しとの計画です。以上です。

〇議長
　次に、議案に対する各地区協議会会長の報告を求めます。
　質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。
　はじめに、議案第 55 号の 4 番および 5 番に対する福江地区協議会の報告を求めます。

□福江地区協議会会長
　（登壇）
　福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
　ただいま議題となりました、議案第 55 号の 4 番及び 5 番について、当協議会は去る 10 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
　議案第 55 号の 4 番及び 5 番について申請地は、農地法第 5 条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
　以上で福江地区協議会の報告を終ります。
　（降壇）

〇議長
　福江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
　質疑がある方は、挙手願います。
　―質疑応答―

〇議長
　挙手がないようですので、つづきまして、議案第 55 号の 6 番に対する三井楽地区協議会の報告を求めます。

□三井楽地区協議会会長
　（登壇）

三井楽地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第55号の6番について、当協議会は去る10月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
以上で三井楽地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

〇議長
三井楽地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

〇議長
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。
議案第55号の4番から6番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

〇議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第55号4番から6番は、許可相当と決しました。

〇議長
次に、議案第56号「五島農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入に係る意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
16ページをお開き下さい。
五島市農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入についてですが、　農業振興地域の整備に関する法律施行規則の中で、市町村が行う農業振興地域整備計画を策定または変更しようとするときは、農業委員会の意見を聴くものとする、となっております。

17ページをご覧ください。
議案第56号
1番　申出人、及び利用者につきましては、議案書記載のとおりでございます。
所在地、三井楽町　畑1筆　1,584㎡、編入の目的は、農地で、編入の理由は、「現在は甘藷を作付けしており、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら農地として管理していくため編入したい。」とのことで、編入後は、継続的に甘藷などを作付し、農地の保全に努める。とのことです。

18ページをお開き下さい。
2番　申出人、及び利用者につきましては、議案書記載のとおりでございます。

所在地、三井楽町　畑3筆　11,090㎡、編入の目的は、農地で、編入の理由は、「現在は大麦を作付けしており、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら農地として管理していくため編入したい。」とのことで、編入後は、継続的に大麦などを作付し、農地の保全に努める。とのことです。

19ページをご覧ください。
3番　申出人、及び利用者につきましては、議案書記載のとおりでございます。
所在地、三井楽町　畑1筆　4,701㎡、編入の目的は、農地で、編入の理由は、「現在は大麦を作付けしており、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら農地として管理していくため編入したい。」とのことで、編入後は、継続的に大麦などを作付し、農地の保全に努める。とのことです。

20ページをお開き下さい。
4番　申出人、及び利用者につきましては、議案書記載のとおりでございます。
所在地、三井楽町　畑2筆　2,082㎡、編入の目的は、農地で、編入の理由は、「現在は大麦を作付けしており、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら農地として管理していくため編入したい。」とのことで、編入後は、継続的に大麦などを作付し、農地の保全に努める。とのことです。

21ページをご覧ください。
5番　申出人、及び利用者につきましては、議案書記載のとおりでございます。
所在地、三井楽町　田2筆、畑1筆　3筆合計　7,155㎡、編入の目的は、農地で、編入の理由は、「現在は大麦を作付けしており、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら農地として管理していくため編入したい。」とのことで、編入後は、継続的に大麦などを作付し、農地の保全に努める。とのことです。

20ページをお開き下さい。
6番　申出人、及び利用者につきましては、議案書記載のとおりでございます。
所在地、三井楽町　畑1筆　4,141㎡、編入の目的は、農地で、編入の理由は、「現在は大麦を作付けしており、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら農地として管理していくため編入したい。」とのことで、編入後は、継続的に大麦などを作付し、農地の保全に努める。とのことです。

23ページをご覧ください。
7番　申出人、及び利用者につきましては、議案書記載のとおりでございます。
所在地、三井楽町　畑1筆　2,901㎡、編入の目的は、農地で、編入の理由は、「現在はブロッコリーを作付けしており、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら農地として管理していくため編入したい。」とのことで、編入後は、継続的にブロッコリーなどを作付し、農地の保全に努める。とのことです。

24ページをお開き下さい。
8番　申出人、及び利用者につきましては、議案書記載のとおりでございます。
所在地、三井楽町　畑1筆　2,992㎡、編入の目的は、農地で、編入の理由は、「現在は甘藷を作付けしており、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら農地として管理していくため編入したい。」とのことで、編入後は、継続的に甘藷などを作付し、農

地の保全に努める。とのことです。

25ページをご覧ください。
9番　申出人、及び利用者につきましては、議案書記載のとおりでございます。
所在地、三井楽町　畑3筆　6654㎡、編入の目的は、農地で、編入の理由は、「現在は甘藷を作付けしており、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら農地として管理していくため編入したい。」とのことで、編入後は、継続的に甘藷などを作付し、農地の保全に努める。とのことです。

26ページをお開き下さい。
10番　申出人、及び利用者につきましては、議案書記載のとおりでございます。
所在地、三井楽町　田4筆　2,221㎡、編入の目的は、農地で、編入の理由は、「現在は甘藷を作付けしており、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら農地として管理していくため編入したい。」とのことで、編入後は、継続的に甘藷などを作付し、農地の保全に努める。とのことです。以上です。

○議長
次に、本案に対する三井楽地区協議会の報告を求めます。

□三井楽地区協議会会長
（登壇）
三井楽地区協議会の予備審議結果報告をいたします。
ただいま議題となりました、議案第56号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見についての1番から10番について、当協議会は去る10月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
農用地区域の編入のための当該計画変更は、「適当である。」との意見にすべきものと決しました。
以上で三井楽地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

○議長
三井楽地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
―質疑応答―
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
質疑を終わります、採決は一括して行います。
議案第56号の1番から10番に対する三井楽地区協議会会長報告は、編入のための計画変更については、「適当である。」との意見であります。
三井楽地区協議会会長報告のとおり、編入のための計画変更については「適当である。」とすることに、ご異議ございませんか。
―「異議なし」という者あり―

○議長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第56号につきましては、すべて「編入のための計画変更については適当である。」との意見に決しました。

○議長
次に、議案第57号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。
27、28ページをご覧ください。
農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。
以上です。

○議長
それでは、議案57号の1番を審議します。
なお、議案第57号の1番については、6番今里誠一委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－6番退席－
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、議案についてご説明いたします。29ページをご覧ください。
1番、申請地：畑3筆、15,943㎡、こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。
以上、申請番号1番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第57号の1番は原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第57号の1番は、原案のとおり可決されました。
6番今里誠一委員の除斥を解き、出席を求めます。
－6番出席－

○議長
続きまして、議案57号の2番以降を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、2番以降についてご説明いたします。
2番1、申請地：畑3筆、5,710㎡
2番2、申請地：畑3筆、3,922㎡、以上、2番1～2番2につきましては、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
3番1、申請地：畑10筆、13,991㎡
3番2、申請地：畑3筆、4,908㎡、以上、3番1～3番2につきましては、3番1が新規、他が更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
4番、申請地：田2筆、畑1筆、7,155㎡、新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
続きまして、所有権移転をご説明します。
5番1、申請地：畑5筆、樹園地1筆、18,872㎡
5番2、申請地：畑2筆、6,779㎡、贈与による所有権移転となっております。

以上、申請番号2番1から5番2につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第57号、貸借権設定の2番1から4番、所有権移転の5番1と5番2ついては、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第57号、貸借権設定の2番1外4件、所有権移転の5番1および5番2

は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
　次に、議案第58号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長。
　参照条文につきましては、議案第57号で説明したとおりでございますので省略いたします。
　1番1、申請地：畑2筆、3,523㎡
　1番2、申請地：畑1筆、　512㎡
　1番3、申請地：畑2筆、6,855㎡
　1番4、申請地：畑1筆、2,152㎡
　1番5、申請地：畑1筆、2,228㎡
　　こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
　1番6、申請地：畑1筆、2,238㎡
　　こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
　1番7、申請地：田3筆、1,542㎡
　　こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
　1番8、申請地：田1筆、1,077㎡
　1番9、申請地：田2筆、5,847㎡
　1番10、申請地：畑2筆、4,246㎡
　1番11、申請地：畑1筆、2,722㎡
　1番12、申請地：田1筆、1,599㎡
　　こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
　1番13、申請地：田3筆、5,740㎡
　1番14、申請地：田1筆、　378㎡
　　こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。

　以上、1番1から1番14の契約内容は、使用貸借権が1番2、1番5、1番7、1番8で、他は賃貸借権となっております。
　1番各号につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
　質疑を行います。
　質疑がある方は、挙手願います。
　　―質疑応答―

○議長
　挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
　議案第58号、貸借権設定の1番1から1番14は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第58号の貸借権設定の1番1外13件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第59号「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。38ページをご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。
また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。
今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第58号1番各号の利用権設定に係る配分計画であります。
それでは議案についてご説明いたします。39ページをご覧ください。
1番1、申請地：畑2筆、3,523㎡、
1番2、申請地：畑1筆、　512㎡、
1番3、申請地：畑2筆、6,855㎡、
1番4、申請地：畑1筆、2,152㎡、
1番5、申請地：畑1筆、2,228㎡、
1番6、申請地：畑1筆、2,238㎡、
以上、1番1から1番6の契約内容につきましては、1番2、1番5が使用貸借権、他は賃貸借権となっております。
2番1、申請地：畑1筆、2,215㎡、
2番2、申請地：畑1筆、2,131㎡、
以上、2番1、2番2の契約内容につきましては、解除条件付き賃貸借権となっております。
3番1、申請地：田3筆、1,542㎡、
3番2、申請地：田1筆、1,077㎡、
3番3、申請地：田2筆、5,847㎡、
以上、3番1から3番3の契約内容につきましては、3番3が賃貸借権、他は使用貸借権となっております。
4番、申請地：畑2筆、4,246㎡、契約内容は賃貸借権となっております。
5番1、申請地：畑1筆、2,722㎡、
5番2、申請地：田1筆、1,599㎡、

以上、5番1、5番2の契約内容は、賃貸借権となっております。
6番1、申請地：田3筆、5,740㎡、
6番2、申請地：田1筆、　378㎡、
以上、6番1、6番2の契約内容は、賃貸借権となっております。

以上、1番1から6番2の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

〇議長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

〇〇〇委員
「〇〇〇〇」というのは、愛知県に本社があるようになっていますが、もうちょっと詳しく説明してもらってもいいですか。

□事務局
〇〇〇〇についてですが、今回、配分計画で貸借権を受ける農地では甘藷とにんにくを作付けする予定となっております。

〇〇〇委員
もともとはどれくらいの経営規模なのか。

□事務局
経営規模は、以前に3条で貸し借りをしているんですけど、その後に続いて今回、利用権を受ける所と合わせた経営面積が11,514㎡となっております。

〇〇〇委員
前回の面積がいくらなのか。

□事務局
前回が7,168㎡となっております。

□事務局
昨年3月頃に解除条件付きの法人ということで、新規就農を3条で受けていました。

〇議長
他に質疑がないようですので、採決いたします。
議案59号1番1から6番2については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

〇議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第59号、貸借権設定の1番1外15件については、すべて原案のとおり可

決されました。

〇議長
議題は以上で終了いたしました。

〇議長
次に報告・協議事項に入ります。
始めに、ながさき農業委員会１・１・１運動の各対策班の報告を行います。

□事務局
ー会議等報告・予定他についてー
1. ながさき農業委員会１・１・１運動の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 農地所有適格法人要件確認について
4. 農地等の利用の最適化にの推進に関する意見の提出について
5. その他

〇議長
以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和３年度第７回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後３時05分　閉会＝